

市制55周年記念市勢要覧等制作及び記念映像制作業務公募型プロポーザルに係る質問の回答

番号	質問	回答
1	企画提案書(任意方式)における、市勢要覧8ページ以下とは、提案書にて掲載するページ数が8ページ以下に留めるとの規定でしょうか。	市勢要覧の出来栄をイメージできるものとして、8頁以下に留めて、提出すること。
2	市勢要覧の仕様につきまして、表紙の金箔押し必須でしょうか。無線綴じ製本指定でしょうか。中綴じ製本はNGでしょうか。	「金メダルのまち 大府」を想起させる仕掛けとして、金箔押しが可能な仕様とした。それ以外の良い提案があれば、自主提案として受け入れる。市勢要覧は、長く保存する必要があるため、ノドの部分の強度が強い無線綴じを推奨しているが、本委託の目的が達成される仕様であれば構わない。
3	プロポーザル実施要項に「カメラマンのプロフィールを提出すること」と記載されておりますが、こちらは「企画提案書(任意方式)」にてご紹介すればよろしいでしょうか。	任意様式で対応すること。
4	大府市内の公園や道路や建造物など貴庁管轄の施設においては撮影可能という認識でよろしいでしょうか。(ドローン撮影も含む)	市が所管する公園・施設等については、事前に撮影許可等を実施することで撮影(ドローン撮影を含む。)が可能である。
5	市勢要覧に使用する写真で、撮影が難しいものは、ご支給いただくことは可能でしょうか。	仕様書に記載のとおり。過去の資料や統計資料などについては、必要に応じて、市が提供する。委託期間内において、市が撮影した写真等は必要に応じて、市から提供する。
6	公募型プロポーザル実施要領P4④企画提案書【任意様式】の枚数制限はありますか。またイメージ見本の映像1分以内は、今回3本制作するうちの1本のみのイメージ表現という認識でよろしいでしょうか。	枚数の制限はない。しかし、プレゼンテーションの時間が20分のため、それに見合った枚数とすること。映像作品については、本委託の目的が達成される作品であれば、どの作品でも構わない。
7	仕様書P3市勢要覧のイラストは挿絵という認識でしょうか。また、P6記念映像のイラストはそのようなシーンでの使用を考えていますでしょうか。	イラストとは、フラットイラストや手描き、線画、アイコン、ピクトグラム、アイソメトリックイラストなどのイラストに関する全般を指す。使用される場合に事前の提示を求めるものである。
8	ロゴは受託決定後、中川亮さんと共同制作するという認識で問題ないでしょうか。	お見込みの通りである。

市制55周年記念市勢要覧等制作及び記念映像制作業務公募型プロポーザルに係る質問の回答

番号	質問	回答
9	フラッグ広告設置について、受託者が設置とのことですが、こちらは設置費用も委託金額に含まれるのでしょうか。	設置費用についても、本委託内で対応すること。
10	本映像の使用期間は完成後5年間という認識でよろしいでしょうか。	映像の公開は、5年を想定している。
11	放映媒体すべてにおいて、動画の使用期間はいつからいつまでになりますでしょうか。清水くるみさん以外の出演者、ナレーター、シンガー、BGMなど起用する場合、契約期間の確認を求められるため確認させていただきたいです。	映像の公開は、5年を想定している。
12	提出書類の1分以内の映像は、制作する3本のうち、どれを想定してもよろしいでしょうか。	どの作品を想定しても良い。
13	仕様書P6(1)業務概要にて令和6年度・令和7年度どちらにも撮影の表記があります。清水くるみさんに関して2泊3日を想定とのことですが、2年に分けて使用するという認識でしょうか。	俳優・清水くるみさんに関する撮影に限らず、令和6年度中に全ての撮影が撮り終えるとは限らないため、令和7年度にも記載している。清水くるみさんに関する撮影は、令和6年度又は令和7年度のいずれかで考えている。
14	仕様書P6(1)業務概要①企画・構成・デザインにてエキストラ募集を前提との記載ですが、エキストラは①バイオリンの里編のみの映像でしょうか、②③もエキストラ参加を想定してもよろしいでしょうか。	市が求めるものは①のみであるが、②③において、自主提案の範囲内として、エキストラ参加を想定することは構わない。
15	仕様書P7⑥放映媒体に地元ケーブルテレビとありますが、こちらは市から放映交渉をしていただけるのでしょうか。	市は、行政番組「スマイルおおぶ」を制作している。放映にあたり、「スマイルおおぶ」の番組枠での放映を想定している。
16	清水くるみさんへの演出に関わる連絡において、直接所属事務所側へ連絡を取ってよろしいのでしょうか。それとも貴庁を通じて行っていただくのでしょうか。	混乱を避けるため、本委託業務を担う事業者が決まる前に所属事務所へ連絡することは避けること。必要に応じて、市から連絡する。

市制55周年記念市勢要覧等制作及び記念映像制作業務公募型プロポーザルに係る質問の回答

番号	質問	回答
17	貴庁にて著作権を所有されている画像(動画含む)や音源などは本映像にて借用及び使用可能という認識でよろしいでしょうか。例、50周年映像や市公式イメージ曲「HABATAKI」「FUNIOBU」など	仕様書に記載のとおり。過去の資料や統計資料などについては、必要に応じて、市が提供する。
18	納品物において、「.MPEG4」「.MP4」「.AVI」「.WMV」形式をDVD1枚に収めるのですが、いずれかの形式ではなく、上記4種の形式すべてを指すのでしょうか。	すべての形式を1枚のDVDに収めて提出すること。
19	6月11日のプレゼンテーション時において、発表者の人数制限はございますか。	人数制限については、特段設けていないが、発表者が最高で10人程度いることを想定した会場設営を予定している。
20	仕様書に、令和7年については予算が認められなかった場合は委託契約をしないとありますが、その場合は仕上がりとして未完成で納品完了とするのでしょうか。	本委託は、公募型プロポーザルの終了後、単年度ごとに市勢要覧等と記念映像を分けて契約する。令和7年度の委託契約については、予算が認められた場合、この公募型プロポーザルの結果を踏まえた随意契約を行う。令和7年度について、予算が認められなかった場合は、令和6年度時点の出来高として、成果品を納品すること。
21	提案書提出は、代理人でも可能でしょうか。	可能である。
22	業務内容の内【市勢要覧】【ロゴ・キャッチコピー】【フラッグ広告】【記念映像】のどれかを再委託することは可能でしょうか？	再委託することが分かっている場合は、様式7「業務実施体制調書」に記載すること。なお、様式7「業務実施体制調書」に記載した後、優先交渉権者になったとしても、この時点で、市が再委託を認めたものではない。契約締結後に、市と協議の上、あらかじめ書面により市の承諾を得ることとなる。